

令和3年教育委員会 第3回定例会

1 日 時 令和3年3月25日(木) 13時30分開会 15時15分閉会
(休憩 15時00分～15時05分)

2 場 所 教育委員会庁舎3階 第1会議室

3 出席委員 教育長 林 秀 樹
教育委員 笹 谷 純 代
教育委員 小 澤 俊 文 夫
教育委員 荒 田 純 司
教育委員 常 見 幸 司

4 欠席委員 なし

5 出席職員 教育部長 森 貴 仁
教育部次長 松 井 宏 幸
学校教育支援室長 大 山 倫 生
学校教育支援室主幹(生徒指導・特別支援担当) 篠 崎 大 作
学校教育支援室主幹(教育課程・研修担当) 谷 口 剛
兼教育研究所主幹
学校教育支援室主幹(学務担当) 吉 田 健 一
学校給食センター副所長 作 田 敏 春
施設管理課長 柿 岡 佳 憲
生涯学習課長 山 澤 亮 司
生涯スポーツ課長 富 樫 誠
教育総務課長 成 田 和 陽
教育総務課総務係長 森 田 裕 規
教育総務課総務係 田 中 康 平

6 傍聴人 なし

7 議 題

- 議案第1号 小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案
議案第2号 小樽市教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則案
議案第3号 小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則案
議案第4号 小樽市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案
議案第5号 小樽市教育研究所設置条例施行規則の改正する規則案

- 議案第 6 号 小樽市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令案
- 協議第 1 号 小樽市教育委員会臨時代理要綱案について
- 報告第 1 号 令和 2 年度小中学校卒業式の状況について
- 報告第 2 号 令和 2 年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について
- 報告第 3 号 令和 3 年度学校給食費について
- 報告第 4 号 重要文化財旧日本郵船株小樽支店保存修理工事の進捗状況について
- 報告第 5 号 教職員の人事異動について
- 報告第 6 号 学力向上について
- 報告第 7 号 児童生徒の学習及び生活習慣に関するアンケート結果について
- 報告第 8 号 新体力テストの分析結果について
- 報告第 9 号 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について
- その他 寄附採納について

8 議 事

- 教育長** ただ今から、教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。
- 本日の会議の議事録署名委員ですが、常見幸司委員を御指名させていただきますのでよろしくお願いたします。
- はじめに、お諮りいたします。「報告第 7 号 児童生徒の学習及び生活習慣に関するアンケート結果について」、「報告第 8 号 新体力テストの分析結果について」及び「報告第 9 号 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について」は、会議規則第 13 条第 1 項第 5 号により非公開とし、議事録については結果のみ記載することとし、最後に審議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

- 教育長** また、「議案第 3 号 小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則案」及び「議案第 4 号 小樽市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案」については、同一の理由による改正のため、まとめて審議していただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

- 教育長** では、そのように進めさせていただきます。
- 換気のためにも、適宜、5 分の程度休憩を入れたいと考えております。
- それでは、「議案第 1 号 小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案」の説明をお願いします。

議案第1号 小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案

教育総務課長 議案第1号「小樽市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令案」について、御説明いたします。

2枚目の2改正内容を御覧ください。市と教育委員会ではそれぞれ文書の取扱ルールを「小樽市文書取扱規程」、「小樽市教育委員会文書規程」で定めております。今回、小樽市文書事務取扱規程は、今回、3枚目別紙1の、2改正内容のとおり、起案文書の訂正を起案者に限定する文言を削除するとともに、訂正を行った時は、訂正者の認印を押すこととし、重要な訂正については、その経過が明らかとなるよう、訂正者が余白等にその理由を付記し、押印することとする改正を行います。教育委員会もこの改正と同様の取扱いとなるよう起案文書の規定について、市の規程を「準用する」と定めるものです。

次に、2枚目の裏面、新旧対照表を御覧ください。右側の改正前では、第12条は第1号から第6号まで記載していましたが、左側の改正後では、小樽市文書事務取扱規程第11条、第12条を準用する形としております。

また、第22条の改正についてですが、改正前の下線部の記載が、先に第12条に記載されるため、記載を「市規程」という表現に改めるものです。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

教育長 本件の説明について、御質問・御意見等ございますか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

市の規定に沿って、教育委員会の規定も改めるものです。

では、本件を了承したいと思います。

続きまして、「議案第2号 小樽市教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則案」について説明をお願いします。

議案第2号 小樽市教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則案

教育総務課長 議案第2号「小樽市教育委員会事務委任等規則の一部を改正する規則案」について、御説明いたします。

2枚目の、2改正内容を御覧ください。第2条において、現在は、「附属機関の委員その他委員会の指定する委員等の委嘱等」は教育長に委任しない事務としていますが、「その他の委員会」の範囲が不明確となっています。そこで、他都市の状況を踏まえまして、裏面新旧対照表下線部のとおり、条例に基づき設置する附属機関と、教育委員会の権限である教科用図書採択に關連する教科用図書調査委員会の委員については、引き続き教育委員会が委嘱・任命することとし、そのほかの委員会の委員等の委嘱・任命につきましては、教育長に委任することとしたいと考えております。

なお、本改正により教育長に事務委任することとなったその他の委員会の委嘱につきましては、今後は適宜、教育委員会に報告し、委員の皆様が状況を把握できるようにしたいと考えております。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ありますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 先般、御興味をもっていただいた案件でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、本件を了承したいと思います。

それでは、「議案第3号 小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則案」及び「議案第4号 小樽市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案」について、まとめて説明をお願いします。

議案第3号 小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則案

議案第4号 小樽市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案

教育総務課長 「議案第3号 小樽市教育委員会組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則案」、「議案第4号 小樽市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令案」について、まとめて御説明いたします。

1枚目の、「1改正概要」を御覧ください。令和3年度の小樽市の機構改革に伴い、教育委員会の事務の一部を変更するものであり、「2改正内容」に記載のとおり、生涯学習課の放課後児童クラブの事務がこども未来部に移管されるため、規定を削除するものです。

3枚目の新旧対照表を御覧ください。第8号を削除することにより、第9号以降を1つずつ繰り上げます。また、最後のページの新旧対照表につきましても、同様に第3号、第4号の削除に伴い、以下が2つずつ繰り上げます。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

教育長 本件の説明に関しまして、御質問・御意見等ありますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 放課後児童クラブの事務が移管したことによって、その文言を削除し、条文のずれを直すものです。

よろしいでしょうか。

それでは、本件を了承したいと思います。

それでは、「議案第5号 小樽市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則案」の

説明をお願いします。

議案第5号 小樽市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則案

教育研究所主幹 「議案第5号 小樽市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則案」について、御説明申し上げます。

教育研究所は今まで、午前9時から午後5時までを開所時間としております。ただ、道内主要市においても、市の就業時間より短い時間を開所時間としている例はありません。

現在も複数の短時間勤務の会計年度任用職員が勤務時間をずらして勤務しておりますので、職員の勤務時間を少し変更することにより、相談体制の充実を図ることが可能です。

2枚目の裏面の新旧対照表を御覧ください。第2条第1号に規定している教育研究所の開所時間について、「午前9時から午後5時まで」を「午前8時50分から午後5時20分まで」に改正する内容となっております。

よろしく願いいたします。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ありますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を了承したいと思います。

それでは、「議案第6号 小樽市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令案」の説明をお願いします。

議案第6号 小樽市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令案

生涯スポーツ課長 小樽市教育委員会の所管に属する職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令案についてご説明いたします。

高島小学校温水プールは現在、再任用の正職員1名、会計年度任用職員1名、委託業者の職員1名の計3名が交代で勤務しているところであり、このうち正職員の勤務時間等につきましては本訓令で定めているところであります。

本訓令で定める正職員の週休日は日曜日及び月曜日であり、勤務日である火曜日から土曜日の開館時間は午前10時から午後8時だったことから、午前8時50分から午後5時20分までの正常勤務、いわゆる早番と午前11時35分から午後8時05分までの遅出勤務、いわゆる遅番、いずれかの勤務で対応が可能でありました。

このたび、令和3年度から高島小学校温水プールの土曜日の閉館時間が、午後8時から午後6時に変更になることに伴い、本訓令の別表(第4条関係)記載の勤務等の区分につきまして、土曜日の閉館時間にあわせて、午前9時35分から午後6時05分までを勤務時間と

する遅出勤務Aを追加する必要が生じたものであります。

なお、平日の午前11時35分から午後8時05分までを勤務時間とする従前の遅出勤務は、遅出勤務Bに区分変更をあわせて行うものであります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

教育長 ただ今の説明について、御質問等ありますでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了いたします。

それでは、「協議第1号 小樽市教育委員会臨時代理要綱案について」、説明をお願いします。

協議第1号 小樽市教育委員会臨時代理要綱案について

教育総務課長 協議第1号「小樽市教育委員会臨時代理要綱案」について御説明いたします。

2枚目を御覧ください。小樽市教育委員会事務委任規則第4条では、臨時代理について規定しており、教育長は、緊急やむを得ないときは、委員会の権限に属する事務を臨時に代理することができることとなっております。

今回、臨時代理できる事務についての範囲を規定するため、他都市の状況を踏まえ、御覧のとおり、小樽市教育委員会臨時代理要綱案をお示しいたします。具体的には第2条のとおり、人事に関する事務で、小樽市教育委員会の裁量のみで決定することができない事務、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第6項に規定する意見の申出、このほか、全ての委員が事前に了承した事務についてのみ、臨時代理を可能にしたいと考えております。

なお、臨時代理の際には、事前にメール等で内容をお知らせするほか、予算案などの協議案件は定例会の御説明の中で、臨時代理を行ってよいか事前に確認いたします。また、直後の定例会において、その内容を報告し、承認をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日、委員の皆様から頂いた御意見を反映した上で、教育長決裁により次年度からやっていきたいと思っております。以上御協議の程よろしくお願ひいたします。

教育長 ただ今の説明に関しまして、御質問・御意見等ございますか。

小澤委員 説明のあった要綱の第2条第2号の、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第6項」という記載について、自宅の六法を確認したところこの条文は4項までしかなかったため、おそらく「第25条第2項第6号」が正しいのではないのでしょうか。

教育総務課長 ただ今、手元に確認できるものがないため、後ほど確認して回答させていただきたい

と思います。

教育長 お願いします。
他に御質問等ありますか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件は協議を中断し、次の案件に移ります。
それでは、「報告第1号 令和2年度小中学校卒業式の状況について」、説明をお願いします。

報告第1号 令和2年度小中学校卒業式の状況について

教育課程・研修担当主幹 報告第1号 令和2年度小中学校卒業式の状況について、御報告いたします。

3月15日に行われた中学校及び19日から21日にかけて行われました小学校の卒業式の実施状況について、お手元の報告第1号をもとに、御報告させていただきます。

これまで、定例校長会議等において「1 指導の経過」にあるとおり、卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱について指導してまいりました。2月10日に「令和2年度の卒業式及び令和3年度の入学式の対応について」の通知を発出しました。

通知では、感染拡大防止に努めながら、会場には卒業式の意義を踏まえ、国旗・市旗を正面に貼付するとともに掲揚塔に国旗を掲揚することや式次第に盛り込む内容、国歌斉唱の際には教職員及び児童生徒は起立すること、国歌及び校歌については歌詞ありCDなど工夫をすることなどを通知しました。

その結果、市内すべての小中学校において、時間の短縮や歌唱を控えるなどの感染拡大防止に努めながら、儀式的行事のねらいを踏まえ、適正な形で実施されました。

次のページの資料を御覧ください。今年度は、保護者の参加を認める形で実施をしており、忍路中央小学校と忍路中学校は十分な距離がとれることから在校生も参加しております。学校からは、保護者から卒業式に参加することができて良かったとの声が寄せられたとうかがっております。

今後も、儀式的行事としてのねらいを踏まえた卒業式となっているかを評価・検証し、更なる改善に向けて取り組むよう指導するとともに、入学式においても、適切に実施するよう指導してまいります。

以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を了承したいと思えます。

それでは、「報告第2号 令和2年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について」、説明をお願いいたします。

報告第2号 令和2年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者について

学務担当主幹 報告第2号「令和2年度小樽市青少年スポーツ賞受賞者」について御報告いたします。

小樽市青少年スポーツ賞は、スポーツにおいて「全道大会で2年連続して優勝した者」、「全国大会において3位以内に入賞した者」、「全国新記録・大会新記録を樹立した者」、などのいずれかに該当する児童生徒に与えられる賞です。

今年度は1名の方が該当し、小樽市沖津基金青少年スポーツ振興事業委員会での意見を聞き、小樽市青少年スポーツ賞受賞者として決定いたしました。

今年度の受賞者は、小樽市立西陵中学校2年 石川 蘭（いしかわ らん）さんです。石川さんは、令和元年度の北海道ジュニア陸上大会において、800mで第1位、令和2年度の北海道ジュニア陸上大会においても、800mと1500mで第1位の成績を収められ、800mにおいて全道大会で2年連続の優勝となりました。本来であれば、教育委員会庁舎において表彰式を執り行うところではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、先日3月23日に、受賞者が在籍する中学校にて、教育長より表彰状と記念の盾をお渡したところです。

報告は以上でございます。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますか。

毎年、教育委員の皆さまの他に、連盟関係者やスポーツ協会関係者など多くの方に御出席いただいておりますが、コロナ禍という状況を踏まえまして、学校関係者のみを出席として行わせていただきましたので御了承いただきたいと思います。石川さんはジャンプのほうでも活躍されていて、お姉さんも旭川龍谷で高校駅伝にも参加されている方で、一昨年の運河ロードレースでも男子にも負けずに走ってましたし、姉妹で非常に優秀な方々です。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

それでは、「報告第3号 令和3年度学校給食費について」の説明をお願いいたします。

報告第3号 令和3年度学校給食費について

学校給食センター副所長 「報告第3号 令和3年度学校給食費について」、御報告いたします。

本市の学校給食は、文部科学省の学校給食摂取基準に沿って栄養所要量の確保を図ることとし、主食のパン及び米飯は2～3品のおかずとともに週2回ずつ、麺類は週1回提供し、牛乳

もほぼ毎日提供しています。

学校給食費につきましては、教育委員会学校給食センターで給食内容や食材の価格動向を踏まえた検討をし、原案を作成して、学校給食運営協議会の給食検討委員会から御意見を聴取した上で、教育委員会が決定しております。

「2（1） 食材価格の動向」でございますが、小学校高学年で説明いたします。

パン及び米飯については、北海道学校給食会と供給契約を結んでおりますが、パンについては、小麦粉価格が0.55%、加工賃が2.67%上昇のため、1食当たり2.19円、2.62%の上昇、米飯については、米の価格が2年度は天候に恵まれ、収穫量が増えたことなどから、1.91%下落したものの、加工賃が2.85%上昇のため、1食当たり0.62円、0.87%の上昇になります。パンと米飯の価格を見ていただくと、14円ほど価格差がありますが、パンの価格については今年度からコッペパンや食パンは残食が多いこともあり、学校からジャムなどをつけてほしいとの要望があったため、コッペパン・食パンの提供回数の4割にジャムを提供することと、その価格をパンの価格に含めているため、大きな開きとなって見えるものです。純粋な小学校高学年のパンの価格は79.99円となります。ジャムの価格を含める価格表示ですが、わかりづらいこともあり、次年度以降については、従来のジャムの価格を含めない価格表示に戻したいと考えております。

麺類はうどん、ラーメン、スパゲティ、焼きそばを市内製麺業者から購入しておりますが、交渉の結果、価格据置きとなります。

牛乳については、北海道が地域ごとに入札を行い、納入業者及び供給価格を決定する仕組みとなっておりますが、0.62円、1.29%の上昇になります。

飲み物については、年5回牛乳に替えてドリンクヨーグルト等を提供するもので、価格据置きとなります。

おかずにつきましては、パン、米飯及び牛乳の値上げ分を献立の工夫等で調整することとし、新型コロナウイルス感染症による社会的、経済的影響などを考慮して、1食当たりの単価を据え置き253.26円とします。

「2（2） 令和3年度 学校給食費」について、年間の給食回数ですが、小学校長会から190回から192回に増やしてほしいとの要望がありましたので、小学校は192回としました。中学校は190回（中学3年生は185回）で変更はありません。

給食費は、1食単価に年間給食回数を掛け、12か月で割ったものが、月額給食費となります。小学校は192回と、2回増えましたので、小学校低学年では、月額が3,910円から3,950円に、小学校高学年では、4,010円から4,050円と、それぞれ40円の負担増となります。中学校1、2年では月額4,840円、中学校3年では月額4,710円となりますが、令和2年度と同額となります。

以上でございます。

教育長 ただ今の説明に関して、御質問・御意見等ありますか。

笹谷委員 小麦の価格が上昇したにも関わらず麺類の価格を据え置きしていただけたのはすごくありがたいことと思いますが、食パンやコッペパンの残食が多いためジャムを増やしたという

ことですが、そもそも残食が多くて価格が高いのであれば、パンと米飯の回数を調整することは難しいのでしょうか。

学校給食センター副所長 去年も同じく御指摘いただきまして検討したのですが、現在の小樽市では米飯は週2回で、国からは週3回にするよう指摘されており、北海道内の平均も3.1回でございまして、議会からも度々御指摘いただいておりますが、米飯提供の際に茶碗やしゃもじなどを学校に配送して回収した後、業者がそれらを洗浄するよう委託しており、この費用は保護者負担でなく市の予算で負担しております。ここで、週2回から3回にすると、運搬と洗浄の費用が約1700万円の追加費用がかかるため、市の財政負担も大きいため、回数を増やすことが難しい状況です。そのため、これらの費用がかからない「おにぎり」の提供について業者と協議しておりますが、この方法にすると現在の米飯の提供価格よりも20円ほど高くなるとの回答をされております。ただ、おにぎりの提供となれば、食器運搬や洗浄の費用がかからなくなるため、市の財政負担は減らせますが、保護者からいただく給食費は高くなってしまうため、正直なところ現在は解決策が見いだせない状況です。おにぎりの提供について試行することも検討しましたが、コロナ禍となってしまったため、見送りとなっております。今年は何とか試行して安くなるような方策がないか引き続き協議したいと考えております。

笹谷委員 道内の他都市では週3回の場合が多いようですが、他都市での工夫で小樽市に取り入れられそうな施策の情報はありませんか。

学校給食センター副所長 例えば、自前で炊飯する設備があつて、自前で炊いて運んでいる都市もありますが、小樽市にはそういった設備がないためできません。都市によって、この施策についてはやり方が全く異なりますので、なかなか他都市を参考にできる例がない状況です。

笹谷委員 コロナ禍の影響もあつて苦勞が多いとも思いますが、これまでは楽しい給食の時間が、今でも黙食せざるをえない状況で、給食の時間というのは子どもたちにとっては楽しい時間だと思いますし、残食が多いという話もありましたが、なるべくおいしく楽しい時間にしていただきたいと思っておりますので、引き続き検討をよろしく申し上げます。

教育長 他にございますか。

色々と議論をしているところですが、私共も同じ課題意識をもっておりますので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本件を了承したいと思います。

続きまして、「報告第4号 重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事の進捗状況につ

いて」の説明をお願いします。

報告第4号 重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の進捗状況について

生涯学習課長 報告第4号「重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の進捗状況について」報告いたします。

資料を御覧ください。「1 令和2年度の主な工事内容」ですが、令和2年7月8日に、阿部・福島・西條共同企業体と工事請負契約を締結、同日、文化財建造物保存技術協会と工事監理契約を締結しておりまして、工期は、令和5年6月30日までを予定しています。

主な工事予定としましては、令和2年度に耐震補強工事、令和3年度に耐震補強工事の続きと屋根葺替、外壁などの石工事、令和4年度からは内部工事となっています。

今年度は、仮設足場・仮囲い設置、建物内部の養生、北側通路の敷石撤去及び通路に面する石塀の補強準備と、建物全体を覆う素屋根の設置、シャッターの解体などを行っています。そして、1月中旬からは、耐震補強工事の着工を予定しておりましたが、令和3年1月7日に発出された1都3県（東京、千葉、埼玉、神奈川）を対象とした新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により、本工事の耐震補強が唯一施工可能な埼玉県の下請業者が、県外での工事を停止することになりました。そのため、業者の来樽が可能になるまで耐震補強工事は先送りすることにし、令和3年度に予定していた屋根の骨組の解体・補修を行い、事業完了期間に支障が出ないように努めております。

続いて、「2 令和3年度の主な工事内容」ですが、3月21日に緊急事態宣言が解除されたことから、4月上旬より耐震補強工事が着工可能となる予定です。

令和3年度は、まず、遅延している耐震補強の関連工事を優先的に実施していきます。また、それと並行して、屋根の骨組関連の補修のほか、外壁の張石・擬石補修、壁と天井の漆喰解体工事を行うほか、金唐革紙の補修準備として、東京都所在の研究所で模様をつける際に使用する版木の作成や材料となる和紙の発注などを行う予定となっています。

この資料には記載しておりませんが、令和3年度から、市民などを対象とした、保存修理工事の現場見学会のようなものを企画したいと考えております。新型コロナウイルス感染症の影響や、工事の進捗によっては開催できない可能性もありますが、もし開催が可能であれば、教育委員の皆さまにも御案内させていただきたいと考えております。

また、工事が順調であれば、毎年、年度末に進捗状況を御報告させていただきたいと考えておりますが、工事を進めていく中で、予算の増額や工期の延長が必要になるような問題が発生した場合は、改めて御報告させていただきます。

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の進捗状況についての御報告は、以上であります。

教育長 ただ今の報告に関しまして、御意見・御質問等ありましたらお願いします。

なかなか順調にいかない工事として、コロナ禍となり市外の職人方もきていただけなくなり苦労しているところですが、着実に進めていこうと努力はしております。

よろしいでしょうか。

各委員 (なし)

教育長 それでは、本件を終了します。

ここからは、教育総務課からの案件が続きますので、先ほど(協議第1号)の質問について、回答をお願いします。

教育総務課長 先ほど小澤委員から要綱案第2条第2号に記載の条文が違うのではないかと御指摘いただきました件、こちらで確認しましたところ、御指摘のとおり記載誤りでしたので、「第25条第2項第6号」と改めさせていただき、これを要綱案とさせていただきたいと思えます。大変申し訳ありませんでした。

教育長 ただ今説明あったとおり訂正させていただきたいと思えます。
他に本件に関して御意見等ございますか。

各委員 (なし)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、訂正させていただきます。

続きまして、「報告第5号 教職員の人事異動について」の説明をお願いします。

報告第5号 教職員の人事異動について

教育総務課長 報告第5号「教職員の人事異動について」御報告いたします。

令和3年度の教職員の人事異動につきましては、今年度は定例会の日程が管理職の人事異動の新聞発表当日となりましたが、詳細につきましては、事前にお知らせしているところであります。

それでは本日は資料に基づき、総括的に御報告いたします。

まず、「1. 学級数の増減と教員の定数の増減」ですが、学級数につきましては、小学校は、4年生の35人学級実施により、普通学級が2増、特別支援学級は増減なし、中学校は、普通学級1減、特別支援学級が5増、小中あわせて普通学級は1増、特別支援学級は5増で、計6学級増となりました。教員の定数は、定数加配も含め小学校では2名の減、中学校では5名の増で、計3名増となりました。

次に「2. 定数加配等」の状況です。比較する資料は記載しておりませんが、全体では令和2年度と比較し増減はありませんでした。増減別に申し上げますと、まず、増加したものとしては、小学3・4年生、中学1年生を対象とした35人学級のための「少人数学級」、これについては学級数が変わるため、「1」の表の下に記載しておりますが、その対象校において令和3年度は小中合わせて3名増となっています。次に「指導方法工夫改善加配」が4名の減、「児童生徒支援加配」、「学校統廃合加配」、「初任者研修加配」がそれぞれ1名減、「通級指導対応加配」

が2増となっております。「専科指導加配」については山の手小の国語、潮見台小の理科で2名増となっております、銭函小は算数から理科に専科の教科が変更になっています。

また新たに日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する日本語指導・教科指導を行うための「日本語指導加配」が2校に加配されております。

次に「3. 再任用」であります、全体で53名となっております、令和2年度より13名の増となっております。

次に「4. 市外の転出入」の人数ですが、転出が32名、転入が29名となっております。令和3年度は令和2年度に比べまして、転出が5名増、転入は6名減という状況となっております。

次に「5. 新規採用予定」につきましては、小学校で8名、内2名が事務職員、中学校で6名を採用となっております。

最後に「6. 期限付教諭」につきましては、記載のとおりとなります。

報告は以上であります。

教育長 本件に関して、御質問・御意見等ありますか。

各委員 (なし)

教育長 道教委の加配の考え方の中で、指導方法工夫改善というのは確実に減らして、これは将来的に無くす方向で考えているようです。その代りに学習支援加配や教科担任に係る加配などに移行しているのと、学校力向上の加配を減らしておりますので、それらを調整しながら進めているところです。国の少人数加配が少しずつ繰り上がってきますので、その分、道教委では1年先行する形を取りたいと、先日の議会でも議論があったと聞いております。中学校をひとまわりすると追いつく形となり、そこで使っている加配が他のところで使える形になると思うので、少し条件が良くなると考えられるが、国の定数がどうなるかわかりませんので何とも言えませんけれども、道で小学校4年生まで今回は延ばしましたので、国では2年生まで、2か年、道のほうが小学校では進んでいます。中学校1年生は独自でやっておりますので。今回、初めて日本語指導加配が付きましたので、今までボランティアで対応をお願いしていたのですが、それが指導教員とボランティアスタッフを合わせて対応できるようになるので、少し状況が良くなるのと、巡回して回るということも検討していますので、小樽の場合ですと、ロシアとパキスタンの児童生徒が非常に多く、あとは中国が少しいるという特徴がありますので、この対応が少し今回の加配で可能になるかと思えます。一昨年あたりから新規採用者を取っておりますので少しだけ若返りますが、再任用者も増えていますのでなかなか難しいところで、平均年齢は思ったようには下がっていかないのが現状です。

よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了したいと思います。

続いて、その他の報告で、「寄付採納について」の説明をお願いします。

その他 寄附採納について

総務課長 寄付が1件ございましたので、御報告いたします。
高坂啓子（たかさか けいこ）様から小樽市奨学資金基金に10万円を御寄贈いただきました。高坂様からは、平成14年より御寄附をいただいております、12月に続き今回で28回目、総額は375万円となります。
報告は以上です。

教育長 本件に関しまして、御質問・御意見等ございますか。
平成14年からずっと続けていただいております、大変ありがたいお話であります。

各委員 （なし）

教育長 よろしいでしょうか。
それでは、本件を終了させていただきます。
続いて、この後の報告に関係するためこのような順序にさせていただきましたが、「報告第6号 学力向上について」、説明をお願いします。

報告第6号 学力向上について

教育課程・研修担当主幹 「報告第6号 学力向上について」、報告させていただきます。お手もとの資料「確かな学力をはぐくむために」を御覧ください。

11月の教育委員会定例会において、今年度の標準学力調査の報告をさせていただいた際に、教育委員の皆様から、小学校中学年の指導や自主学習の取組など、御助言をいただきましたので、それらの内容を踏まえ、小樽市小中学校学力向上検討委員会において本資料を作成いたしました。

1ページを御覧ください。ここでは、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために感染症対策をしながらどのように「主体的・対話的で深い学びを」実現したらよいかの工夫を掲載しております。

2ページを御覧ください。標準学力調査の結果から本市においては小学校中学年での指導が課題であることから、中学年の指導例を2ページから4ページに掲載しております。

5ページを御覧ください。中1ギャップを生まないためにも、小中の接続が大切でありますので、5ページから7ページには小中接続を意識した中学校の指導例を掲載しております。

8ページからは算数・数学、13ページからは理科、17ページからは英語となっておりますが、全ての教科において、コロナ禍における工夫、小学校中学年の指導例、中学校での指導例といった構成となっております。

22ページを御覧ください。各学校においては、これまでも家庭学習の定着に向けて取り組んできたところですが、家庭学習を更に充実するために「自主学習のすすめ」を作成しました。内容としましては、家庭学習は、「宿題」と「自主学習で」構成すること、「自主学習」は、授

業の復習を行うことを基本とすること、子どもたちが実施した「自主学習」をしっかりと評価することで子どもの意欲を高めることを掲載しております。

23ページには、「自主学習ノート」を始める準備について掲載しており、24ページと25ページには、市内の小学校と中学校で実際に児童生徒が作成した自主学習ノートの例を掲載しております。

この資料につきましては、各学校にデータで送信し、学校の共有フォルダに入れて、先生方一人一人がいつでも活用できるよう指導し、学力向上の一助にしていきたいと思います。

以上でございます。

教育長 本件に関して、御質問・御意見等ありますか。

各委員 (なし)

教育長 これは毎年実施していますが、各年別でデータをフォルダ管理していますか。

教育課程・研修担当主幹 今までは冊子でしたが、今回はPDFで作成しており、過去の分もデータ管理しております。

教育長 有効利用してもらえらるならそういうのも含めて送って活用してもらおうと良いのかなと思います。

他にございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件を終了させていただきます。

それでは、ただ今から非公開の審議に入りますので、報道関係者及び傍聴者の皆様には御退席をお願いいたします。

<非公開の審議開始>

報告第7号 児童生徒の学習及び生活習慣に関するアンケート結果について

教育課程・研修担当主幹から、「児童生徒の学習及び生活習慣に関するアンケート結果について」説明し、笹谷委員から質問があったほか、全委員一致により了承した。

報告第8号 新体力テストの分析結果について

生徒指導・特別支援担当主幹から、「新体力テストの分析結果について」説明し、笹谷委員から質問、小澤委員から意見があったほか、全委員一致により了承した。

<換気のため、5分間休憩 15:00～15:05>

報告第9号 新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

学務担当主幹及び学校教育支援室主幹（教育課程・研修担当）から、「新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について」を説明し、常見委員から意見があったほか、全委員一致により了承した。

<非公開の審議終了>

教育長 以上で、教育委員会第3回定例会を閉会いたします。